硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法及び窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法の一部を改正する告示

（硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法の一部改正）

第一条　硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和五十年環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和五十年環境庁告示第十三号）（抄）

改正後	改正前
別表 備考 1　（略） 2　都市ガスとは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。）及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（同条第五項に規定する最終保障供給を行う者に限る。）により供給されるガスをいう。	別表 備考 1　（略） 2　都市ガスとは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者により供給されるガスをいう。

（窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法の一部改正）

第二条　窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和五十六年環境庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和五十六年環境庁告示第八十二号）（抄）

改正後	改正前
別表第二 備考 1　（略） 2　都市ガスとは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。）及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（同条第五項に規定する最終保障供給を行う者に限る。）により供給されるガスをいう。	別表第二 備考 1　（略） 2　都市ガスとは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者により供給されるガスをいう。

○環境省告示第三十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園に関するオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十九年三月三十一日　　環境大臣　山本　公一

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、外来魚の防除等を行い、外来魚の完全駆除を達成することにより、オンネトー湯の滝地区の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

阿寒国立公園　オンネトー湯の滝地区

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(四)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施体制

○環境省告示第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する。

平成二十九年三月三十一日　　環境大臣　山本　公一

一　区域の所在地　茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚七六八番七から同県ひたちなか市長砂字渚一六三番五九に至る間の地先

二　区域　次に掲げる点アからスまで及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域

ア　茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米九一七番一の照沼二等三角点（北緯三六度二六分一六秒六一一三、東経一四〇度三五分二二秒九五九二）から一一八度五九分五五秒二九三五・六六メートルの地点

イ　アの地点から九〇度〇分〇秒六六三・八一メートルの地点

ウ　イの地点から一〇一度五四分二七秒一六・五三メートルの地点

エ　ウの地点から一一三度四八分五五秒九・六〇メートルの地点

オ　エの地点から一四六度五四分三四秒二〇・〇九メートルの地点

カ　オの地点から一八〇度〇分〇秒七四八・八〇メートルの地点

キ　カの地点から二一三度五分二六秒二〇・〇九メートルの地点

ク　キの地点から二四六度一一分五秒九・六〇メートルの地点

ケ　クの地点から二五八度五分三三秒一六・五三メートルの地点

コ　ケの地点から二七〇度〇分〇秒五八一・二五メートルの地点

サ　コの地点から一八〇度〇分〇秒二・九六メートルの地点

シ　サの地点から二七〇度〇分〇秒八二・八二メートルの地点

ス　シの地点から〇度〇分〇秒三九九・六七メートルの地点